

平成 2 1 年

第 1 回兵庫県後期高齢者
医療広域連合議会臨時会

会 議 録

平成 2 1 年 6 月 2 1 日

神戸市相楽園会館

平成 21 年第 1 回兵庫県後期高齢者医療広域連合議会臨時会
第 1 日（平成 21 年 6 月 21 日） 会議録

議事日程

平成 21 年 6 月 21 日午後 2 時開議

（諸報告）

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 承認第 2 号 平成 20 年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算
（第 2 号）についての専決処分の件

第 4 議案第 8 号 兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の
一部を改正する条例制定の件

第 5 議案第 9 号 兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基
金条例の一部を改正する条例制定の件

第 6 議案第 10 号 平成 21 年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算
（第 1 号）

第 7 議案第 11 号 平成 21 年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特
別会計補正予算（第 1 号）

第 8 議会運営委員会委員の選任

本日会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（35 名）

1 番 梶 本 日出夫

2 番 山 名 基 夫

3番	白井	文	4番	友國	仁男
5番	河野	昌弘	6番	濱田	知昭
8番	石原	熙勝	9番	谷口	芳紀
10番	中川	茂	11番	樽本	庄一
12番	西田	正則	13番	豆田	正明
14番	來住	壽一	15番	村上	正明
16番	藪本	吉秀	17番	登	幸人
19番	井上	嘉之	20番	吉岡	正剛
21番	東郷	邦昭	23番	藤原	敏憲
24番	辻	重五郎	25番	川野	四朗
26番	多次	勝昭	27番	富岡	篤太郎
28番	田路	勝	29番	山本	廣一
30番	西村	悟	31番	東田	耕造
32番	古谷	博	34番	立垣	昇
35番	藤原	茂	36番	橋本	省三
37番	八幡	儀則	38番	山本	暁
39番	庵途	典章			

欠席議員（6名）

7番	山中	健	18番	水田	賢一
22番	酒井	隆明	33番	清水	ひろ子
40番	長瀬	幸夫	41番	馬場	雅人

説明のため出席した者

広域連合長 山田 知

副広域連合長 足 立 理 秋

事務局長 寺 田 裕

資格保険料課長 田 原 洋 子

給付課長 植 田 勲

システム課長 久 保 孝

職務のため出席した職員

総務課長 酒 匂 義 裕

事務職員 田 月 幸 一

事務職員 田 辺 三 夫

(午後 2 時開会)

○議長(西田正則) ただいまの出席議員は 34 名で、定足数に達しております。

ただいまから、平成 21 年第 1 回兵庫県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開会いたします。

この際、広域連合長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

山田広域連合長。

○広域連合長(山田 知) 平成 21 年第 1 回広域連合議会の臨時会を招集させていただきましたところ、議員の各位におかれましては、大変ご多忙の中を、このように多くの皆様のご出席を賜り、また各市町におかれましては、日ごろより後期高齢者医療制度の円滑な運営にご尽力をいただいていることに、この場をお借りいたしまして、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

今後引き続き、県下 41 市町の皆様と連携を密にしながら、制度の円滑な運営に努めてまいり所存でございます。議員各位におかれましては、何とぞご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、後期高齢者医療制度に関する条例の一部を改正する条例改正案や、平成 21 年度広域連合の補正予算案等を提案させていただいております。各議案につきましては、後ほど事務局より説明させますので、何とぞご賛同賜りますようお願い申し上げます。

簡単ではございますが、開会のごあいさつといたします。

ありがとうございます。(拍手)

○議長(西田正則) これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

最初に諸報告を申し上げます。

お手元に配布のとおり、監査委員から監査報告第 1 号による報告がありました。

次に、去る 5 月 21 日、宝塚市、小山哲史議員より同日付で議員を辞職したい旨の

願い出がありましたので、地方自治法第126条ただし書きの規定に基づき、議長においてこれを許可いたしましたから、ご報告申し上げます。

以上で、諸報告を終わります。

次に、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、1番、神戸市、梶本議員及び38番、上郡町、山本議員を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日といたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西田正則) ご異議なしと認めます。

よって、会期は1日と決定いたしました。

次に、日程第3、承認第2号「平成20年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)についての専決処分の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

寺田事務局長。

○事務局長(寺田 裕) ただいま上程されました承認第2号「平成20年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)についての専決処分の件」につきまして、ご説明申し上げます。

臨時会提出議案の2ページをお開きください。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ1億3,089万円を追加し、歳入歳出予算の総額は、それぞれ46億66万8,000円となっております。これは平成20年度の国庫補助金、後期高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金のうち、広報・相談体制整備等のための経費について、申請を上回る額が、平成21年度に使用可能な財源として年度末に交付されたため、これを受けるための歳入と、臨時特例基金に積み立てる

ための歳出を増額補正したものでございます。

平成20年度補正予算に関する説明書により、ご説明申し上げます。

2ページをお開きください。

歳入予算でございますが、第2款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目老人医療費国庫補助金を1億3,089万円増額いたしました。

3ページをご覧ください。

歳出予算でございますが、第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費を1億3,089万円増額し、臨時特例基金積立金に積み立てております。

以上、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分いたしましたもので、同条第3項の規定に基づき、ご承認をお願いするものでございます。

承認第2号について、ご説明申し上げます。

何とぞ、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（西田正則） 提案理由の説明が終わりました。

本件について、発言の通告もありませんので、これよりお諮りいたします。

承認第2号を原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西田正則） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり承認されました。

次に、日程第4、議案第8号「兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件」、日程第5、議案第9号「兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例制定の件」、日程第6、議案第10号「平成21年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」、日程第7、議案第11号「平成21年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

寺田事務局長。

○事務局長（寺田 裕） ただいま上程されました議案第 8 号「兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件」、議案第 9 号「兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例制定の件」、議案第 10 号「平成 21 年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）」、議案第 11 号「平成 21 年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」につきまして、相互に関連いたしておりますので、一括してご説明申し上げます。

臨時会提出議案の 3 ページをお開きください。

議案第 8 号「兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件」でございます。

本件は、国における平成 21 年度の保険料軽減対策の追加決定を受けて条例改正しようとするもので、平成 21 年度に、本来なら均等割額が 7 割軽減される方について、8.5 割軽減しようとするものでございます。なお、保険料軽減対策に係る財源については、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金により、国が全額措置することになっております。

条例改正の内容につきまして、新旧対照表によりご説明申し上げますので、4 ページをお開きください。

附則第 6 条は、文言等の整備を行うものです。附則第 13 条は、平成 21 年度においても、8.5 割軽減する規定を追加するものでございます。

議案第 8 号についてご説明申し上げます。

次に、議案第 9 号「兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例制定の件」についてご説明申し上げます。

臨時会提出議案の 5 ページをお開きください。

本件は、議案第 8 号でご説明いたしました平成 21 年度の保険料軽減対策の財源に

充てるため、広域連合が国から受ける高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を、一旦、臨時特例基金に造成した上、改めて特別会計に繰り入れることになるため、基金の処分にかかる条例の改正を行おうとするものであります。

条例改正の内容につきまして、新旧対照表によりご説明申し上げますので、6ページをお開きください。

第6条第5号は、文言等の整備を行うものでございます。第6条第6号は、平成21年度において均等割額8.5割軽減の財源に充てるため、当該基金を処分できるとする規定を追加するものでございます。

議案第9号について、ご説明申し上げます。

次に、議案第10号「平成21年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

臨時会提出議案の7ページをお開きください。

本補正予算は歳入歳出それぞれ5億9,086万8,000円を増額し、歳入歳出予算をそれぞれ22億5,959万3,000円とするものでございます。これは平成21年度の均等割8.5割軽減の財源となる高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を受けるための歳入と、それを基金に造成するための歳出を増額するとともに、承認第2号により基金に造成した財源を一般会計に繰り入れるための歳入と、それを執行するための歳出を同額増額する補正を行うものです。

それでは平成21年度補正予算に関する説明書によりご説明申し上げますので、6ページをお開きください。

まず、歳入予算でございますが、第2款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目老人医療費国庫補助金4億5,997万8,000円は、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金による増額でございます。第4款繰入金、第1項基金繰入金、第1目後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金1億3,089万円は、臨時特例基金からの繰入金、合計5億9,086万8,000円増額するものでございます。

7ページをご覧ください。

歳出予算でございますが、第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費5億9,086万8,000円は、広報・相談体制整備等経費1億3,089万円と、臨時特例基金積立金4億5,997万8,000円をそれぞれ増額するものであります。

議案第10号について、ご説明申し上げました。

次に、議案第11号「平成21年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、ご説明申し上げます。

臨時会提出議案の9ページをお開きください。

本補正予算は、議案第10号により基金に造成した平成21年度の均等割8.5割軽減の財源を、後期高齢者医療特別会計に繰り入れるための基金繰入金を増額し、保険料等負担金を同額減額する財源更正を行うものでございます。

それでは、平成21年度補正予算に関する説明書により、ご説明申し上げます。

10ページをお開きください。

第1款市町支出金、第1項市町負担金、第1目保険料等負担金4億5,997万8,000円を減額し、第6款繰入金、第2項基金繰入金、第1目後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金を同額の4億5,997万8,000円増額するものでございます。

議案第11号について、ご説明申し上げました。

以上、議案第8号、議案第9号、議案第10号及び議案第11号について、ご説明申し上げました。

何とぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（西田正則） 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

23番、養父市、藤原議員。自席でご発言願います。

○ 2 3 番（藤原敏憲） 養父市の藤原でございます。

何点かお尋ねをいたしますが、今、提案理由の説明がございましたが、広報・相談体制整備等経費 1 億 3,089 万円とありますが、この詳細についてお答え願いたい。これにつきましては、20 年度も同じような形で出ておりますけれども、先ほどの当初の説明の中でも、やはり広報・相談体制を充実強化していきたいということでございましたが、前回の定例会でもやはり障害者に対する相談等、それから加入者に対する制度の周知徹底等におきまして、まだまだ不十分ではないかと。それぞれの自治体が行っておりますけれども、まだ極めて不十分な点があるのではないかというふうな指摘もございましたが、このお金をどのように使って、広報・相談業務を充実させようとしているのか、伺いたいと思います。

それから、4 億 5,997 万 8,000 円につきましては、今回の議案は 4 件とも関連がございますので、あわせて質問申し上げますけれども、7 割軽減の世帯を 21 年度に限り 8.5 割減額するというものであり、20 年度に続いての条例改正、基金、それから補正予算であるわけですが、この 7 割、5 割、2 割軽減がございましたが、7 割だけ、いわゆる低所得者を重点的に減免していくという国の方針がなされて 2 年続けてこのようになっておりますが、連合長にお尋ねしたいと思っておりますけれども、この 8.5 割軽減するというのは低所得者対策ということで、非常にいいように思うわけですが、それならばなぜ当初からこれを決めておかなかったのか、国がですよ。本来低所得者に対する軽減措置をやっていこうと思うならば、当初から 8.5 割にするべきではないでしょうか。

それと、これは単年度、単年度で条例改正を行っておりますけれども、この後期高齢者医療制度につきましては、いろいろと議論があるところでございますけれども、きょうは質疑ということですので、連合長のお考えをお尋ねしたいと思いますので質問をしておりますが、20 年度同じような条例改正、基金条例もつくりました。21 年度も同じです。来年度からどうなるかわかりませんが、毎年このような形で

やる、本当に低所得者のために思っているならば、当初から制度を改正して、8.5割軽減をすべきではないかと。どうも小手先の手直し、手直しで、言い方悪いんですけど、そのうちに批判もおさまるだろうと、そうすれば、8.5割軽減はやめて7割に戻してしまおうという国の考えがあるのではないかというふうに私は考えておりますが、連合長として、この8.5割軽減についてはどのように考えておられるのか、伺っておきたいと思います。

以上です。

○議長（西田正則） 寺田事務局長。

○事務局長（寺田 裕） ただいまの藤原議員のご質問にお答えいたします。

広報・相談体制整備等経費1億3,089万円は、平成21年度において使用可能な広報等の財源として、申請を上回る額をいただいたものでございます。これを受け入れるための歳入予算と歳出予算を専決処分したものを、このたび基金に造成いたしましたところから、今後必要に応じまして執行できるように、一般会計に繰り入れるための歳入予算と同額の歳出予算を今回補正をお願いしているものでございます。

現時点でどのような形ということにつきましての国の詳細な説明はございませんけれども、今後どのような広報事業等が対象になるのか確認しながら、おっしゃいましたように、できるだけきめ細かな広報、周知につきまして、市町や広域連合の財源として活用させていただいたらと思っております。

それから、2点目の軽減につきましてのお話でございしますが、8.5割軽減についての内容は、先ほど提案説明でご説明させていただいたとおりでございます。ただ、あらかじめお聞きしております質問では、そういうことではなかったように教えていただいておりますので、どういたしましょうか、私の方から経過だけをご説明させていただいてよろしゅうございましょうか。議長。

○議長（西田正則） 藤原議員。

○23番（藤原敏憲） 提案理由の説明を聞くのはきょう初めてなんですね。それ

で、会議規則に載っておりますけれども、通告しておる人が優先で、あとは緊急的にどうしても提案理由の説明を聞いて、発言しなければならない議員がいたときには、通告者が終わってから議長が認めたら発言するとなっておりますので、今回幸いになかったのですが、先ほどの提案理由の説明を聞いて質問いたしておりますので、よろしくご理解をお願いしたいというふうに思います。

それでは、最初に通告しておりますように、基づきまして、質問させていただきます。訂正させていただきます。先ほどの質問は後ほどさせていただきますが、まず、1点目は、先ほど言われました1億3,089万円の内訳についてはわからないと。これは国の方が決めて交付金としておりてくるお金ですね。これで十分広報・相談体制業務というのが行えているというふうに理解してよろしいのでしょうか。

前回の議会のときにも、先ほど申し上げましたように、いろんな広報・相談業務についてはまだまだ不十分ではないかと、充実するようにしていきたいとおっしゃっておられましたから、今回このような形で国の方から交付金がおりに来たということですので、これをいかに使って、前回答弁されたことを充実させようとしているのか、伺いたいというふうに思います。もう少し詳細にお答え願いたいと思います。

それから通告いたしておりますように、前回この保険料が非常に高いということで、全国的にも問題になっておりまして、一般質問でしたか、申し上げたと思いますけれども、広域連合におきましては、府や県が補助金を出して、この保険料引き下げのためにお金を出してる自治体が、連合があるわけですが、兵庫県の場合は残念ながらそうになってない。兵庫県の広域連合として県の方にも要請してるということでしたが、その結果はどうなっているのか、また経過ですな、お教え願いたいというふうに思います。

以上です。

○議長（西田正則） 寺田事務局長。

○事務局長（寺田 裕） まず、広報・相談体制の整備でございますが、20年度

につきましても各市町にもお願いいたしましていろんなことをやってまいりました。ご指摘のような形で、今後もきめ細かな広報、それから周知をやっていく必要があると考えております。

ただ、国から出ております財源の使用の範囲につきましても、そのすべてを網羅するとは必ずしも限ってございません。私どもの方で、20年度にもお配りしておりました、一般的なミニパンフレットのようなものにつきましても、対象になりませんでした。特に臨時的に、途中で決まったものとか、そういうものを中心に国から出てきたものでございます。できるだけ広範な形でこの財源を使わせていただきたいと思いますのですが、現在まだそこが決まっておらない、教えていただけてないという認識でおるわけでございます。ですからそれを確認しながら、できるだけ各市町とも連携いたしまして、今後の広報、周知のきめ細かな対応を考えてまいりたいと考えております。

それから、県の補助につきましても、まだ補助をいただくにはいたっておりません。要望はさせていただいておるわけでございますが、現在改めて県と事務レベルで、要望を改めてさせていただく方向で話をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（西田正則） 藤原議員。

○23番（藤原敏憲） そうしますと、この交付金としておりてきた1億3,089万については、詳細がわからないと。今の答弁聞いておりますと。何に使ったらいのかということですか。

そうしますと、予算化はされても、何を目的としてこのお金を使っていくのかというのは、国のこれからの詳細な説明を聞いてからではないと使えないということのようには聞いたんですけども、そのような形になっていくんですか。やはり必要なものとして出てきたお金ですから、先ほど言われましたように、いろんなことを要望出したけれども削られてしまったというふうなことが答弁されたんですけども、それならばこの1億3,089万の内訳というのはわかっているのではないですか。これが使え

るのは、そしたらいつからになることなんですか。

やはり貴重なお金ですから、この金額が妥当かどうかというのは今の段階では我々は判断できないんです。今、事務局長が答弁されましたように、要望したけども、認められなかったものもあるようですけれども、それらについてはやはり連合として、連合議会としてもきっちりと国の方に要請すべきではないかというふうに思いますし、この交付金につきましては、それぞれ連合議会が要望したものを、国が判断をして交付されるということなんですか。すべての広域連合の方で、同じような形で出てきているお金ではないということなんでしょうか。それらについてももう少し詳細な説明をお願いしたいというふうに思いますし、やはり要望としてはきっちりやるべきだと、もっと、国の方にもというふうに思いますが、この件についてはいかがですか。

それと、3回と決まっておりますので、3回になってしまいますので、続けて行きますけれども、やはりこの貴重な財源ですから、各市町も負担金払ってるわけですから、前回の定例会のときでも出ましたような、質疑の中で出ましたいろんな広報・相談体制不十分な点については、改めて言っていただくと。充実させてく努力をしていきたいという答弁でしたので、今後どのような形の、どのようなことを充実させようとしているのか、この点について伺っておきたいと思います。

それから、先ほど言いました8.5割については、かなり国の方に、制度が続いておりますので、基本的には大幅な見直し、廃止を目指すべきだというふうなことを、前回も申し上げたわけでありましてけれども、現在のところ、この制度が続いているわけでありまして、このような形で7割軽減者、7割軽減の方だけを対象にして8.5割にするのではなく、やはり5割、2割の所得の低い方もおられるわけですから、それらを国の制度の中できっちりと軽減をして保険料を納めていくという、こういうことが今後必要ではないかというふうに思いますが、この点につきまして、連合長としてどのように考えておられるのか、伺っておきたいと思います。

以上です。

○議長（西田正則） 寺田事務局長。

○事務局長（寺田 裕） 広報・相談体制等にかかる1億3千万余の話でございます。中身につきまして、これから必要が生じましたら、国に確認してまいりたいと思います。できるだけ私どもとしては、広範な形で各市町でお使いいただけるもの、私どもで使わせていただけるもの、これにこの財源を充てていかせていただければと考えております。

ただ、この中身の積算につきましては、詳細がわかりません。正直申し上げまして、年度末に国の方から、私どもが2月の段階で、予算化をお願いした段階の数字以上のものを交付決定してまいりました。私どもといたしましては、できるだけ用途を広くお願いしながら、執行可能なものは使うべきだろうと。市町、あるいは私どもにいただいております分も含めてすべて市町の財源でございますので、これが国庫補助に振り替えれば少しでも助かる。そこのところでこれを受けさせていただきまして、このたび執行できる体制までの予算をお願いしているわけでございます。

前回以降この新たな形の内容を含めましたリーフレット等の作成も検討しておりますし、そのほか点字対応リーフレットと、障害者の方のものも、今現在検討しているところでございます。おっしゃいましたような形で、できるだけ充実した広報に今後とも努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

どういたしましょう。

○議長（西田正則） 藤原議員に申し上げます。本日は臨時会ということで、あらかじめ告示された議案に関する質疑のみお願いしたいと、かように考えるわけでございます。

○23番（藤原敏憲） ほんで質問したんですわ。議案に関係しとるんですよ。4億5千万について質問してる、連合長に。

○議長（西田正則） あと、国に要請とかいろいろございますでしょう。

藤原議員。

○23番（藤原敏憲） 4億5,997万8,000円につきましては、7割軽減をさらに軽減するという事で非常にいい制度なんですね、これは。加入者にとつたら負担が減るわけですので。ところがこれが毎年このような形で、国の方の法律で決まっているのではなくて、それぞれ毎年特例として決まってるわけですので、これらについては連合長としてどのように考えるのか、この件につきましてね。やはりそれだけ国が本当に低所得者のために軽減しようと思うならば、毎年このような形でするのではなくて、きちりと国の法の中で決めるべきではないかということ、考えるべきではないかなど、連合長としては、この件についてどのように考えておられるのかということ、この議案にあわせて、質問をしたわけですので、別に議案からはずれているというふうには考えておりませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

答えられないということでしたら、答えなくても結構です。

○議長（西田正則） 連合長。

○広域連合長（山田 知） 昨年の4月から施行されましたこの制度は、急速な少子高齢化ということ、あるいは経済の低成長への移行など、大きな環境変化というものが伴っておりまして、市町単位の国民健康保険制度が極めて厳しい状況下にあるということから、国民皆保険の立場を堅持する持続可能な新しい制度が要請されるなかで、運営主体の広域化によりまして、安定した保険運営が可能な制度として議論をされてまいりまして、次第に姿をはっきりとあらわしてきているという部分もありますけれども、制度の最初からすっきりとした形ではなくして、いろんな形で手を加え、前進をさせていかなければならないものというふうに、私は思っております。新制度は、制度施行にあたっては、さまざまなご意見、苦情が寄せられたように、事前の周知が不足していたこと、あるいは、制度そのものの内容にも、高齢者の方々へのきめ細かさの配慮が欠けていたという点がございまして、混乱がございました。

これを受けまして、当広域連合議会におきましても、国の責任において見直しを行うように強く要望していただけてきましたが、国の方は、保険料軽減をはじめとする

見直しを実施してまいりましたし、さらに今後、法改正を含む大幅な見直しを行おうともいたしてまいっておりますし、現在の窓口の状況は、一時の混乱もなくなってまいりましたし、高齢者の方々にもご理解をいただいておりますのではないかと考えております。

いずれにしましても、高齢者の方々が将来にわたって、安心して医療を受けることができることが、何よりも大切でございます。広域連合長として、法令に基づいて、制度の円滑な運営に努めることは当然のことでございますけれども、41市町と連携をして、高齢者の方々にとって、よりよい制度になるように、国に要望をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（西田正則）　これで質疑は終わりました。

本件について、他に発言の通告もございませんので、これよりお諮りいたします。

議案第8号、議案第9号、議案第10号及び議案第11号を原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西田正則）　ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議会運営委員会委員の選任を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会補欠委員の選任につきましては、委員会条例第3条の規定により、議長において、15番、宝塚市、村上議員を指名いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西田正則）　ご異議なしと認めます。

よって、15番、村上議員を議会運営委員会補欠委員に選任することに決定いたし

ました。

以上で、本臨時会に上程されました案件は、すべて終了いたしました。

議員各位におかれましては終始ご審議賜り、また議事進行にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

広域連合長よりごあいさつがあります。

山田広域連合長。

○**広域連合長（山田 知）** 本日の臨時会におきまして、ご提案を申し上げました各議案等につきまして、慎重なるご審議を賜り、いずれもご賛同いただき、厚く御礼を申し上げます。今後とも、後期高齢者医療制度の運営が、円滑に行えるよう、職員一同、鋭意取り組んでまいりますので、議員各位におかれましては、より一層のご指導を賜りますよう、お願い申し上げます、閉会のごあいさつとさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。（拍手）

○**議長（西田正則）** ごあいさつは終わりました。

これをもちまして、平成21年第1回兵庫県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を閉会いたします。

ありがとうございました。

（午後2時36分閉会）

地方自治法第123条第2項により署名する。

議 長 西 田 正 則

署名議員 梶 本 日出夫

署名議員 山 本 暁